

ウズベキスタンご滞在のための手続き一覧

※必ず在京ウズベキスタン大使館や外務省(在京ウズベキスタン日本国大使館)等からの最新情報を自身でご確認ください。

ウズベキスタン訪問決定

出発準備・入国査証

- 査証は各国所在のウズベキスタン大使館等で取得してください。タシケント空港到着後の取得はできません。
- 査証の有効期限を十分確認してください。**査証期限日を出国日にしない等、ゆとりのある滞在計画を立ててください。**
※期限を超過して滞在した場合、不法滞在となり、国外退去処分又は高額な罰金を課せられます。
- アフガニスタンとの国境に近いスルハンダリア州やカシュカダリア州(の一部)への滞在等には、査証申請の際、併せて特別許可証発給の申請が必要なケースもあります。

タシケント空港

税関申告

- 入国時、**税関申告書2枚**に同一の内容を(必ず**所持金は正確に!**)記入したものを税関担当者に提出しますが、その時に**必ず1枚の返却を受けてください。**(出国時に必要となります。)
※出国の際、入国時の申告書を提示しないまま外貨等を国外に持ち出そうとしたり、虚偽の申告をした場合には、所持金の没収の他、起訴されて長期間出国できなくなる可能性もあります。(万一紛失した場合は再度提出となりますが、所持金が高額の場合などはやはり没収となる可能性があります。)また高額な機械類等についても新品・中古品を問わず入国時の税関申告書に記載してください。



税関検査

- 麻薬、公安秩序を乱す恐れのある出版物等の他、通信機器(無線機等)、望遠鏡、工具類等の持ち込みを禁止される場合があります。また、アルコール、たばこ等の嗜好品、食品等については持ち込み量に制限があります。
- 出国時には、古美術品など歴史的価値を有している品物等は、許可証がない場合、持ち出しが禁止されることがあります。
- また多量の同種製品等で、税関検査員が商用目的と判断した場合は、課税されます。出入国時のアルコール、たばこ等の嗜好品、食品等については持ち込み量に制限があります。

ウズベキスタン国内

在留届

- 現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要なため、到着後遅滞なく在ウズベキスタン日本国大使館に以下のいずれかの方法で「**在留届**」を提出してください。
 - ①在留届電子届出システム(ORRネット)での登録
→<http://www.ezairyu.mofa.go.jp>
 - ②大使館へのご持参
 - ③領事メール(ryouji@ts.mofa.go.jp)宛のメール送信やFAX(+998-71-120-8077)など

滞在登録

- ウズベキスタンに72時間以上滞在する方は、ホテルの滞在登録を行わなければなりません。
- **ホテルではチェックイン時に必ず滞在登録を依頼し、登録の証明としてホテル名や滞在日が記された紙片を渡されますので、出国審査時まで必ず大切に保管してください。**
※滞在登録を怠った場合や滞在登録先以外で宿泊した場合には、国外退去処分又は数千ドル相当の高額罰金を課せられる可能性があります。

身分証携帯

- 外出中に警察官から身分証の提示を求められることがありますので、外出の際は**旅券などの身分証明書を必ず携帯**してください。その他、(旅券に貼付されている)ホテルの滞在登録の提示を求められることもあります。

タシケント空港

出国手続

- 出国手続は航空機チェックイン→税関審査→出国審査の順に行われます。
- **出国用に税関申告書1枚に記入し、入国時に返却してもらった税関申告書と共に税関担当者に提出**します。税関審査では持ち出す外貨等が厳しく検査されます。
- 出国審査時には査証期限と滞在期間のチェックや滞在登録の確認等が行われます。



タシケント空港から日本へ出発

ウズベキスタンで安全に過ごすために

※必ず外務省(在ウズベキスタン日本国大使館)等からの最新情報を自身でご確認ください。

危険情報



(2016年1月16日現在)

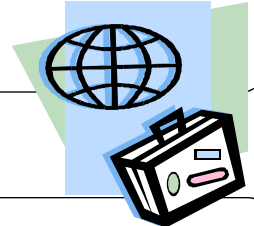
- フェルガナ、ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地(キルギス領内の飛び地を含む)
:「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」(継続)
- アフガニスタンとの国境周辺
:「不要不急の渡航は止めてください。」(継続)
- 上記を除く地域(首都タシケント市を含む)
:「十分注意してください。」(継続)

参考:新しい安全対策の4つの目安

- 「レベル1:十分注意してください。」
渡航・滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
- 「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」
不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
- 「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
渡航はどのような目的であれ止めてください。
- 「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」
滞在している方は、安全な国・地域へ退避してください。どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

トラブルに巻き込まれないための防犯対策

- ・ 出入国時の空港での各種手続きに関する**トラブルが増えています**。違反者には長時間の事務処理等手続後、高額罰金等の厳格な処分が下されますので、出入国や国内滞在時の各種手続きについて十分にご理解ください。
- ・ 大使館や現地関係機関等から、治安情勢に関する**最新の情報を入手**してください。
- ・ 外出の際は**携帯電話(非常時の連絡先を登録したもの)**を持ち、事件(テロや犯罪被害)・事故への備えを推奨します。
- ・ 高機能スマートフォンやカメラ等の**高級品を人前でむやみに出さない**でください。
- ・ 夜間の路上強盗の実例もあるので、**日没後の外出(特に一人歩き)は避け**、昼間でも十分注意してください。
- ・ ホテルでの部屋の出入りの際には、内外に不審者がいないか確認し、**在室時はドアの施錠を確実に**行ってください。来訪者がありドアを開ける場合は、必ずドアチェーンを掛けたまま対応してください。
- ・ 空港やホテルでの手続きの際、**バッグなど手荷物からは目を離さない**ようにしてください。
- ・ 無許可タクシー(いわゆる「白タク」)は極力利用せず、ホテルなどを通じて**正規のタクシーを利用**してください。
- ・ 万一強盗被害に遭った場合には、**身の安全を最優先**に考え、不用意に抵抗しないでください。
- ・ 強盗やスリ等に遭遇時の被害を抑えるため、**外出時は必要最小限の現金のみを所持**し、現金は小分けにして持ち運んでください。
- ・ バザール等の周辺では、より高額なレートを示すいわゆるヤミ両替を持ちかけられることがあります。が、**ヤミ両替は違法行為**ですのでご注意ください。



最新ニュース

- 大規模地震やテロ等の緊急事態に備えて
 - 1 平素の準備
 - (1) **在留届**の提出を(外務省HPからネット登録できます)
 - (2) **領事メール**への登録を(領事班へアドレスを教示ください)
 - (3) 家庭や企業内での**緊急連絡方法**(緊急連絡網)を決める
 - (4) **FMラジオ**(周波数89.50MHz)の準備を(有事の際で電話等が不通の場合に大使館発で緊急FM放送を行います。)
 - 2 緊急事態が発生したら
 - (1) 「領事メール」「電話による緊急連絡」「FM放送」等で安否確認連絡を図りますが、皆様からも自身と家族、友人、同僚等の安否について**大使館への積極的なご連絡**をお願いします。
 - (2) 大使館等の情報を踏まえ、**避難措置**を図ってください。
- ※詳しくは**当館HPにある「安全の手引き」**をご参照ください。

緊急時の連絡先

- 在ウズベキスタン日本国大使館
住所: 1-28, Sadyk Azimov St. Tashkent, 100047,
Republic of Uzbekistan
電話: (998-71) 120-8060~63
夜間緊急携帯電話: (998-91) 162-5009
ホームページ: <http://www.uz.emb-japan.go.jp/>
- その他非常の場合の通報先
 - ・ 火災: 101
 - ・ ガス: 104
 - ・ 警察: 102
 - ・ 災害時等のレスキュー: 1050
 - ・ 救急車: 103